

岩手県告示第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 大船渡市日頃市町字中板用5番2、9番2、10番1、11番1、14番2、25番8及び129番並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目11番17号 西尾レントオール株式会社
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 大船渡市立根町字釜石沢53番1の一部、53番11、53番12及び64番2並びにこれらの区域に介在する認定外水路
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大船渡市赤崎町字生形11番地7 金野洋子